

馬インフルエンザ不活化ワクチン

平成 23 年 12 月 8 日 (告示第 2336 号) 一部改正

動生剤基準の馬インフルエンザ不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.7 及び 3.4.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の馬インフルエンザ不活化ワクチンの 3.2.2 を準用して試験を行うものとする。